

## 弥富市三世代同居・近居住宅支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、弥富市における子世帯及び親世帯の同居及び近居を促進し、世代間の支え合いにより、子育てや介護における不安及び負担を軽減する居住環境の形成を図るとともに、地域コミュニティの維持及び空家の発生抑制を目的として、多世帯による同居又は近居するために住宅を取得等する者に対し、弥富市三世代同居・近居住宅支援補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関し、弥富市補助金等交付規則(平成5年弥富町規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 居住 本市の住民基本台帳に記録されていることをいう。
- (2) 子 本市に転入し、又は市内の賃貸住宅から転居し、かつ三世代同居又は三世代近居をする者をいう。
- (3) 親 子の父又は母(義理の父又は母を含む。)及び弥富市ファミリーシップ宣誓制度に関する要綱(令和7年)に基づき宣誓をした子又は子のパートナーの尊属でファミリーシップ関係にある者をいう。
- (4) 孫 第8条の規定による交付申請の日(以下「交付申請日」という。)において、子に扶養されている18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者(出生予定であることが母子健康手帳等で確認でき、出生後に子と同居する予定の者を含む。)をいう。
- (5) 子世帯 子と孫を構成員とする世帯をいう。
- (6) 親世帯 親を構成員とする世帯をいう。
- (7) 三世代同居 親世帯と子世帯の構成員が、同一建物又は同一敷地内で居住することをいう。
- (8) 三世代近居 親世帯と子世帯の構成員のいずれもが市内に居住することをいう。

(9) 住宅等 一戸建ての住宅、併用住宅（共同住宅及び長屋以外であって、住宅部分の床面積の割合が2分の1以上のものに限る。以下同じ）、共同住宅及び長屋をいう。

(10) リフォーム 三世代同居のために行う住宅の工事であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 調理室、浴室、便所及び玄関のうち1種類以上の増設又は改修

イ 間仕切壁（建具を含む。）の設置又は撤去

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、三世代同居又は三世代近居をする者であって、補助の対象となる住宅等（以下「補助対象住宅」という。）の、新築、購入、改築又はリフォーム（三世代同居に限る。）（以下「新築等」という。）をした者とする。  
（補助対象住宅）

第4条 補助対象住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の単独名義又は申請者を含む共同名義で所有権保存登記又は所有権移転登記をした住宅等であること。

(2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づき適正に建築された住宅等であること。

(3) 建築基準法施行令の一部を改正する政令（昭和55年政令第196号）による改正後の建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の施行日以後に建築確認を受けた住宅等又は交付申請時までに同令による耐震性が確保されていることが証明できる住宅等であること。

(4) 賃貸を目的とするものでないこと。

(5) 公共工事における移転補償等の補填を受けていないこと。

(6) 新築等に係る費用に対し、本市の他の補助金の交付を受けていないこと。

(7) 令和8年4月1日以降の契約に基づき、新築等をする住宅等であること。

（補助要件）

第5条 補助対象者は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 子世帯が市内から補助対象住宅へ転居している場合にあっては、補助対象住宅の新築等に係る工事請負契約又は売買契約をする日において、子世帯が自ら賃貸契約を締結する賃貸住宅に居住し、又は勤務先に家賃相当額を支払って居住していること。
- (2) 子世帯の全員が、新築等に係る工事請負契約又は売買契約をした日前1年間において、三世帯同居をしていないこと。
- (3) 親世帯が交付申請日前1年以上継続して居住していること。
- (4) 交付申請時において、三世帯同居にあっては子世帯の構成員全員が親世帯の構成員とともに補助対象住宅に居住していること、三世帯近居にあっては子世帯の構成員全員が補助対象住宅に居住していること。ただし、療養、転勤、通学その他の理由により世帯構成員の一部が三世帯同居又は三世帯近居できないと市長が認める場合はこの限りでない。
- (5) 世帯構成員のうち納税義務のある者全員が市税（転入者にあっては、転入前の市町村における市町村税をいう。）を滞納していないこと。
- (6) 補助金の認定に係る世帯構成員の全員が、交付申請日において生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく扶助を受けていないこと。
- (7) 親世帯と子世帯が、交付申請日において、補助対象住宅が存する地区の町内会等の地域コミュニティに加入していること。（同一の世帯として加入する場合も含む。）
- (8) 世帯構成員の全員が、弥富市暴力団排除条例（平成23年弥富市条例第18号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象住宅の新築等に係る工事請負契約金額又は売買契約金額のうち申請者が支払った費用とする。

2 次に掲げる経費は、補助の対象となる金額から除くものとする。

- (1) 家具又は家庭用電気機械器具等の購入、設置等に係る経費
  - (2) 前号に掲げるもののほか、その他市長が適当でないとするもの
- （補助金の額）

第7条 補助金の額は、同居、近居ともに、補助対象経費の額とし、その

額が20万円を超える場合には、20万円を限度とする。

(交付申請)

第8条 申請者は、三世代同居又は三世代近居を開始した日から起算して6か月以内に、三世代同居・近居住宅支援補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 三世代の関係を証明できる書類

(2) 世帯構成員全員の交付申請日における住所を確認できる書類

(3) 第5条第1項第1号に該当する場合は、その事実を確認できる書

(4) 第5条第1項第4号ただし書きに該当する場合は、その旨を記載した理由書

(5) 子世帯の全員が、新築等に係る工事請負契約又は売買契約をする日  
前1年間において、親世帯と同一建物又は同一敷地内に居住していないことが確認できる書類

(6) 新築等に係る契約書の写し

(7) 前号の契約に係る支払を確認できる書類

(8) 補助対象住宅の登記事項証明書等

(9) 新築等が適正に施工されたことを証する書類

(10) 親世帯及び子世帯の構成員のうち納税義務のある者全員の税の滞  
納がないことが確認できる書類。市外からの転入者にあつては、転入  
前の市町村における市町村税の滞納がないことを証明する書類

(11) 前各号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、本市が保有する公簿により確認することができるものについては、申請者の同意に基づいてその公簿により確認し、書類の添付を省略することができる。

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定により提出された申請書等を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、弥富市三世代同居・近居住宅支援補助金交付決定通知書(第2号様式)又は弥富市三世代同居・近居住宅支援補助金不交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、

当該補助金の交付について次に掲げる条件を付すことができる。

(1) この要綱を遵守すること。

(2) 前項による交付決定通知書を受領後、交付決定日から起算して3年間継続して補助対象住宅に居住すること。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

(3) 世帯構成員のうち納税義務のある者全員が、前項による交付決定通知書を受領後、交付決定日から起算して3年を経過する日まで市税を滞納しないこと。

(実績報告)

第10条 実績報告は、交付申請をもって、これに代えるものとする。

2 補助金の額の確定の通知は、第9条に規定する弥富市三世代同居・近居住宅支援補助金交付決定通知書をもって、これに代えるものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 市長は、第8条の規定による申請があったときは、第9条第1項の規定により通知した交付決定額について請求があったものとみなし、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(1) 虚偽の申請その他の不正な行為により、交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件、その他法令又はこの要綱に違反したとき。

(3) 交付決定後、3年以内に補助対象住宅を譲渡又は貸し付けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。